

議案第60号

新居浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年9月6日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条中「以下」を「以下第11条までにおいて単に」に改める。

第4条第1項中「第3条第2項の」を「第3条第2項に規定する」に改め、同項第1号中「維持していた遺族」を「維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この号及び次号において同じ。）」に改め、同項に次の1号を加える。

（3）死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて、兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

第12条第1項中「掲げる災害」を「規定する災害（以下単に「災害」という。）」に改め、同条第2項中「掲げる」を「規定する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月

1 1 日以後に生じた災害に係る災害弔慰金を支給する遺族の範囲及び順位について適用する。

#### 提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に準じ、災害弔慰金を支給する遺族の範囲に兄弟姉妹を加えることとするため、本案を提出する。